

ご契約者さま向け商品説明資料

生存保障重視特則付指定通貨建個人年金保険



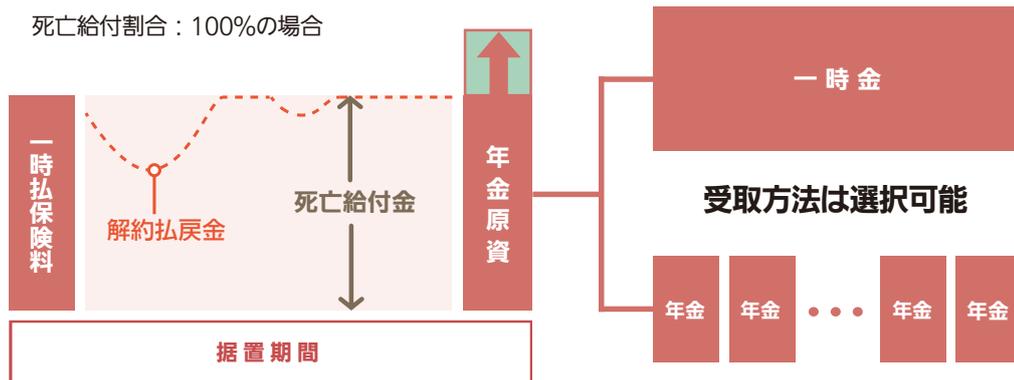
ニッセイ・ウェルス生命

据置期間中の死亡保障などを抑えて大きくした年金原資を、年金でも一時金でも受け取ることができる商品です。

特徴

- 1 据置期間中の死亡保障や解約払戻金を抑えて年金原資を大きくします。
- 2 ご契約時に、指定通貨建の年金原資の額が確定します。
- 3 据置期間満了時の受取方法は、一時金受取も選択できます。

【しくみ図】



※当図はイメージをあらわしたものです。

商品の概要

指定通貨	円・米ドル・豪ドル				
主な保障内容	死亡給付金	被保険者が据置期間中に亡くなられた場合にお支払いします。 ⚠️ 死亡給付割合が100%未満の場合、一時払保険料を大きく下回ります。			
	年金*1	被保険者が年金受取開始日を迎えられる場合にお支払いします。			
年金種類	確定年金				
解約払戻金	あり(市場価格調整適用)*2	配当金	なし	告知	なし

*1 年金額は、年金受取開始日の積立金額を年金原資として、年金受取開始日におけるニッセイ・ウェルス生命の定める率により算出されます。そのため、年金額は年金受取開始日まで確定しません。

*2 契約日からの経過年数に応じて解約控除が差し引かれます。

※ご契約の時期や募集代理店によっては、取扱内容が異なる場合があります。

■この保険のリスクと費用について

- 据置期間中の解約払戻金額に市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 指定通貨が外国通貨の場合、為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が一時払保険料や年金等の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 死亡給付金額や解約払戻金額は、一時払保険料に死亡給付割合を乗じた金額となるため、一時払保険料を上回ることはありません。指定された死亡給付割合が100%未満の場合、一時払保険料を大きく下回ります。
- この保険にかかる費用は、保険期間中の費用、外国通貨のお取扱いに必要な費用(指定通貨が外国通貨の場合)、解約時にご負担いただく費用(解約控除)の合計額です。

この資料は、ご契約者さま向けに商品の概要等を説明したものであり、商品内容の全てを記載するものではありません。